

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和2年12月17日（令和2年（行情）諮問第701号ないし同第706号）

答申日：令和5年2月13日（令和4年度（行情）答申第508号ないし同第513号）

事件名：アジア紛争下での女性尊厳事業（平成23年度）に関する文書の一部開示決定に関する件

アジア紛争下での女性尊厳事業（平成24年度）に関する文書の一部開示決定に関する件

アジア紛争下での女性尊厳事業（平成25年度）に関する文書の一部開示決定に関する件

アジア紛争下での女性尊厳事業（平成26年度）に関する文書の一部開示決定に関する件

アジア紛争下での女性尊厳事業（平成27年度）に関する文書の一部開示決定に関する件

アジア紛争下での女性尊厳事業（平成28年度）に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和2年9月18日付け情報公開第01274号ないし同第01279号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書（原処分1ないし原処分6）

原処分のうち不開示理由を「不開示条項の3」に該当する部分の全部

開示を求める。

この「不開示条項の3」に係る文書は、いわゆるアジア女性基金の事業終了後に、日本政府がアジア女性基金のフォローアップ事業として任意に行ってきたものであるが、その事業が、一部の利益集団に依存し、各国で日本軍「慰安婦」被害者との軋轢を生みだし混乱と苦痛を与えるものとして批判が高まっている問題の一つとなっている。

このような状況で、フォローアップ事業の情報公開と検証は大切なことであり、世界がそのことを求めている。

その関係文書を「関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ」を理由に不開示とすることは、日本政府のフォローアップ事業の信頼性を失わせるのであり、日本政府の身の潔白を証明するものとしても、公の利益として検証に耐えるように公開すべきである。

(2) 意見書

ア 意見書1 (原処分1)

(ア) 不開示箇所の各々についてその不開示理由を明らかにしていただきたい

本件の対象文書は4件の文書ファイルとして提供されたが、不開示部分が多数の箇所に及んでおり、決定通知書において、その決定理由をファイル全体として「理由1, 2, 3のとおり」とか「理由3, 4のとおりなどと」記載するだけで、どの箇所の不開示部分が「理由3」に該当するものであるかどうか判別できない。

諮問庁は理由説明書において、不開示条項の3に該当した部分について、その該当性を厳正に審査したと述べているので、「理由3」の箇所の該当箇所を把握しているものと思われる。

それにも関わらず、どの箇所が「理由3」に該当して不開示としたかが分からない手法で行う開示・不開示の通知の仕方は、利用者の反論の権利を奪うものであり不適切なので、不開示箇所の各々についてその不開示理由を、まず明らかにしていただきたい。

(イ) 「理由3」は法5条3号を根拠としているとのことであるが、同号は、「おそれ」について「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と定めており、国民の知る権利の制限なので、この条項を適用する場合は、単に「おそれ」の可能性だけではなく、公開したならば必ず起きる具体的蓋然性のある事態についての「相当の説明」が必要である。しかし、「理由3」の説明は、「おそれ」があるとしか述べておらず、「相当の理由」が述べられていない。

これは法の目的である「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸

活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」（法1条）からの逸脱であり認められない。

イ 意見書2ないし意見書6（原処分2ないし原処分6）

上記ア（ア）及び（イ）に同旨。

（当審査会注）諮問庁に確認した結果に基づき、原処分3においてのみ「理由3」を「理由2」に読替える。

ウ 意見書7

（ア）諮問庁の補充理由説明書（下記第3の2）によれば「アジア紛争下での女性尊厳事業は、既に公になっている情報を除き公開を前提とせずに行われたものであり、これが公になれば、女性尊厳事業や今後の同種の事業における外務省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きの不開示理由を追加する」としている。

a 開示決定通知書によらずに補充理由説明書により不開示理由の変更や追加が可能かどうかの疑義がある。不開示理由の変更や追加が必要であるということは、そもそも当初の開示決定が不十分なものであったことを認めているものであり、不開示理由の変更や追加は開示決定の事務の更改決定をとおして行われるべきものであり、撤回か開示決定の更改を求める。

b 法は、法の目的として1条で「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」と定めており、「アジア紛争下での女性尊厳事業」の関係文書の非公開は「公正で民主的な行政の推進」から逸脱している。

c 「法5条6号柱書きの不開示理由を追加する」としているが、法5条は「行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下、第2の2（2）ウにおいて「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と定め、原則開示の中で国民の知る権利の制限としての「不開示情報」を厳密定めるためのものである。従って、法定の「不開示情報」を拡大解釈し、任意の運用をすることは許されていない。

d 「法5条6号柱書き」の「不開示情報」とは、次の事務、事業

にかんするものである。

- (a) 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，
- (b) 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，
- (c) 調査研究に係る事務に関し，
- (d) 人事管理に係る事務に関し，
- (e) 独立行政法人等，地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し，

ここには「公開を前提とせずに行われた事業」は法定されていないので，公開を前提とせずに行われた事業であることをもって「不開示情報」とすることは出来ないので公開すべきである。

(イ) アジア紛争下での女性尊厳事業は，国民によって解明され検証されなければならない事業である。

- a アジア紛争下での女性尊厳事業は，特定年月に解散した「アジア女性基金」のフォローアップ事業として外務省が約10年間に渡って10億円を支出して国民に秘密にして実施されてきたものと推測されている。（参照 外務省の行政レビューシート）
- b わが国の公文書管理法も，法も「公開を前提とせずに行われる事業」の存在を認めていないし，特定秘密の保護に関する法律の特定秘密の指定でも「公開を前提とせずに行われた事業」などというものは対象にもされていない。
- c 韓国で日本政府が行う「アジア紛争下での女性尊厳事業」の委託を外務省から受け実施していた団体が特定NPO法人であることは同法人のホームページでも明らかなことであり，公知の事実である。（同法人のURL省略）

また，同法人は外務省のアジア女性基金「慰安婦」フォローアップ事業（アジア紛争下での女性尊厳事業を実施するために，アジア女性基金で活動していた一部の関係者によって特定年月に設立されたものNP法人である。（原文ママ）（参照URL省略）

だが，この度外務省が公開した文書には特定NPO法人に関する文書は含まれていないので開示すべきである。

- d 本年春に行った公開セミナーで特定NPO法人の代表者は，政府から委託され実施していた韓国での「アジア紛争下での女性尊厳事業」について，その結果報告も領収書などの決算書類も一切外務省に提出していないと発言していました。

外務省からお金を貰い，国の予算で活動しながら，その事業が日本政府の実施事業であることを隠し，この団体の事業として

行い、事業委託先の外務省は、その報告を必要としない事業としていたことが覗えます。だからこそ外務省は「公開を前提とせずに行われたものである」と言うのでしょうか。

このような隠密事業こそその事業は終了した今日時点では、「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるように」関係文書を全面開示し、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」を為さなければならぬものとして関係文書の公開を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

外務省は、令和2年7月20日付けで受理した審査請求人からの別紙1に掲げる文書を求める各開示請求に対し、法11条による特例延長を行い、相当の部分として別紙2に掲げる本件対象文書を特定し、部分開示とする原処分を行った（令和2年9月18日付け情報公開第01274号ないし同第01279号）。

これに対し、審査請求人は、令和2年10月22日付けで原処分を取り消し、「不開示条項の3」に該当する部分の開示を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙2に掲げる各文書である。

(3) 「不開示条項の3（原処分3においてのみ「不開示条項の2」）」に該当し不開示とした部分について

別表1の「不開示とした理由」欄に掲げるとおり。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の2（1）のとおり主張するが、処分庁は上記（3）のとおり、不開示情報の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

2 補充理由説明書

(1) 別表2に掲げる通番1ないし通番34、通番71ないし通番98、通番130ないし通番142、通番157ないし通番161、通番173ないし通番176及び通番186ないし通番192について、法5条3号に該当するため不開示としたが、当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、また、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、同条1号の不

開示事由を追加する。

- (2) 別表2に掲げる通番35, 通番36, 通番99, 通番100, 通番143, 通番162ないし通番164, 通番177, 通番178, 通番193及び通番194について, 法5条3号を理由に不開示としたが, 当該部分は法人に関する情報であって, 当該法人の権利利益を害するおそれがあるため, 同条2号イの不開示事由を追加する。
- (3) 別表2に掲げる通番37ないし通番70, 通番101ないし通番129, 通番144ないし通番156, 通番165ないし通番172, 通番179ないし通番185及び通番195ないし通番202について, 法5条3号に該当するため不開示としたが, アジア紛争下の女性尊厳事業(以下「女性尊厳事業」という。)は, 既に公になっている情報を除き公開を前提とせずに行われたものであり, これが公になれば, 女性尊厳事業や今後の同種の事業における外務省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため, 法5条6号柱書きの不開示事由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は, 本件各諮問事件について, 以下のとおり, 併合し, 調査審議を行った。

- ① 令和2年12月17日 諮問の受理(令和2年(行情)諮問第701号ないし同第706号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
- ③ 令和3年2月2日 審査請求人から意見書1ないし意見書6を收受(同上)
- ④ 同月12日 審議(同上)
- ⑤ 令和4年8月1日 委員の交代に伴う所要の手續の実施, 本件対象文書の見分及び審議(同上)
- ⑥ 同月9日 諮問庁から補充理由説明書を收受(同上)
- ⑦ 同月31日 審査請求人から意見書7を收受(同上)
- ⑧ 同年9月9日 審議(同上)
- ⑨ 令和5年2月7日 令和2年(行情)諮問第701号ないし同第706号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は, 別紙2に掲げる各文書である。

審査請求人は, 審査請求書及び意見書の記載によると, 原処分において不開示とされた部分のうち, 法5条3号により不開示とされた部分の開示を求めていると解されるところ, 諮問庁は, 当該部分のうち別表2に掲げる不開示部分を除いた不開示部分については, 再度改めて検討した結果, 開示することとし, 別表2に掲げる不開示部分については, 不開示理由に

同条1号，2号イ及び6号柱書きを追加した上で，原処分を維持することが妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果に基づき，別表2に掲げる不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

ア 別表2に掲げる通番1ないし通番34，通番71ないし通番98，通番130ないし通番142，通番157ないし通番161，通番173ないし通番176及び通番186ないし通番192には，旅行会社担当者の印影，女性尊厳事業に際しての外務省職員以外の関係団体職員等に係る氏名，印影，所属，居住地に関する情報及び口座番号並びに元慰安婦の居住地に関する情報等が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分は，特定の個人の氏名又はこれと一体となる部分であり，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。さらに，当該部分は，個人識別部分に該当すると認められることから，法6条2項による部分開示の余地はなく，同号に該当し，同条3号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(2) 法5条2号イ該当性について

別表2に掲げる通番35，通番36，通番99，通番100，通番143，通番162ないし通番164，通番177，通番178，通番193及び通番194には，航空会社に係る発券事業所番号及び旅行代理店と航空会社間の精算方法区分が記載されていると認められる。

当該部分については，当該法人の事業活動において取引関係者に対し必要な場合にのみ示されるものであり，当該法人が自らこれを公表していない限り，法人の内部管理情報としてみだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないことから，これを公にすれば，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ，法5条2号イに該当し，同条3号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(3) 法5条6号柱書き該当性について

別表2に掲げる通番37ないし通番70，通番101ないし通番129，通番144ないし通番156，通番165ないし通番172，通番179ないし通番185及び通番195ないし通番202には，女性尊厳事業の実施地名及び実施時期，同事業に係る外務省職員以外の関係団体職員等の出張日程等が詳細に記載されていると認められる。

当該部分を公にすることにより，日本政府が出張を予定した時点や，

現地においていかなる場所、体制、規模等をもって事業を実施したかが明らかとなり、今後、女性尊厳事業における時期、体制等の推測が容易になるため、外部から妨害を受けたり、関係政府機関との調整や各種準備が遅滞する等の支障を来し、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示することが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、上記第2の2(2)ア及びイにおいて、「不開示箇所
の各々についてその不開示理由を明らかにしていただきたい」等と原処分における理由の提示の不備についても争う旨主張している。

そこで、当審査会において、原処分の開示決定通知書の記載内容を確認したところ、開示実施文書と照らし合わせてみると、原処分に係る不開示とされた部分とその理由についての対応関係が不明であって了知できないとはいえない。

したがって、原処分には、理由の提示の不備により取り消すまでの瑕疵があるとは認められない。

- (2) ア 審査請求人は、上記第2の2(2)ウ(意見書7)において、韓国における女性尊厳事業の実施が、特定NPO法人に委託されていたことを前提として、「この度外務省が公開した文書には特定NPO法人に関する文書は含まれていないので開示すべきである。」等と主張する。

イ 上記審査請求人の主張に関して、諮問庁は以下のとおり説明する。

(ア) 原処分は、法11条の適用を受けた相当の部分に係る開示決定であるところ、韓国における女性尊厳事業の実施に関する文書(以下「韓国事業に関する文書」という。)は、当該相当の部分に含めておらず、したがって、特定・開示していない。

(イ) 原処分における当該相当の部分に含まれなかった残りの行政文書については、既に行った各開示決定等(以下「各後行決定」という。)で特定されており、韓国事業に関する文書もこれら各後行決定で特定している。

ただし、各国における女性尊厳事業の委託先は、原処分及び各後行決定で特定した全ての文書で不開示としており、外務省ウェブサイトでも公表していない。

(ウ) なお、各後行決定に対する審査請求は行われておらず、審査請求期間は徒過している。

ウ 当審査会において本件対象文書を見分した結果に加え、諮問庁から各後行決定に係る開示決定等通知書(写し)の提示を受けて確認したところ、韓国事業に関する文書は、原処分では特定されていないもの

の、各後行決定で特定され、委託先が不開示とされていると認められる。

上記第2の2(2)ウの主張が、各後行決定後に行われた主張であることも踏まえると、審査請求人の主張は、実質的に、各後行決定で特定された、韓国事業に関する文書に係る不開示部分の開示を求める不服であると考えられるものである。

上記不服は各後行決定に対する審査請求で申し立てるべき事項であり、原処分以外の開示決定等で特定された行政文書の不開示情報該当性を判断することはできない。

(3) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号、3号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、2号イ、3号及び6号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙 1 (本件請求文書)

原処分 1 (令和 2 年 (行情) 諮問第 7 0 1 号)

外務省地域政策参事官室などが担当しているアジア紛争下での女性尊厳事業に関する一切の文書を情報公開請求します。とりわけ、行政事業レビューで公開している以下の事業を委託した協力者、協力団体の名称等が分かる委託契約書や領収証等の文書の公開を求めます。

2. 平成 2 4 年行政事業レビューシートの平成 2 3 年度実績に関し次の事項を含む一切の文書。

- A. 韓国 協力団体 1 団体 6. 7 百万円 4 件
- B. 台湾 協力者 1 名 1. 4 百万円 2 件
- C. フィリピン 協力者 2 名 0. 6 百万円 2 件
- D. インドネシア 協力者 1 名 0. 5 百万円

原処分 2 (令和 2 年 (行情) 諮問第 7 0 2 号)

外務省地域政策参事官室などが担当しているアジア紛争下での女性尊厳事業に関する一切の文書を情報公開請求します。とりわけ、行政事業レビューで公開している以下の事業を委託した協力者、協力団体の名称等が分かる委託契約書や領収証等の文書の公開を求めます。

3. 平成 2 5 年行政事業レビューシートの平成 2 4 年度実績に関し次の事項を含む一切の文書。

- A. 韓国 協力団体 1 団体 8. 2 百万円 4 件
- B. 台湾 協力者 2 名 1. 3 百万円 2 件
- C. フィリピン 協力者 2 名 0. 7 百万円 1 件
- D. インドネシア 協力者 2 名 0. 8 百万円 1 件

原処分 3 (令和 2 年 (行情) 諮問第 7 0 3 号)

外務省地域政策参事官室などが担当しているアジア紛争下での女性尊厳事業に関する一切の文書を情報公開請求します。とりわけ、行政事業レビューで公開している以下の事業を委託した協力者、協力団体の名称等が分かる委託契約書や領収証等の文書の公開を求めます。

4. 平成 2 6 年行政事業レビューシートの平成 2 5 年度実績に関し次の事項を含む一切の文書。

- A. 韓国 協力団体 1 団体 1 2. 3 百万円 5 件
- B. 台湾 協力者 2 名 1. 3 百万円 2 件
- C. フィリピン 協力者 2 名 0. 5 百万円 1 件
- D. インドネシア 協力者 2 名 0. 9 百万円 1 件

(当審査会注：上記 D の「1 件」について、開示決定通知書では記載が漏れて

いたものの、開示請求書には記載されていたため、当審査会において追記した。)

原処分4（令和2年（行情）諮問第704号）

外務省地域政策参事官室などが担当しているアジア紛争下での女性尊厳事業に関する一切の文書を情報公開請求します。とりわけ、行政事業レビューで公開している以下の事業を委託した協力者、協力団体の名称等が分かる委託契約書や領収証等の文書の公開を求めます。

5. 平成27年行政事業レビューシート of 平成26年度実績に関し次の事項を含む一切の文書。

- A. 韓国 協力団体1団体 12百万円 5件
- B. フィリピン 協力者1名 0.5百万円 1件
- C. インドネシア 協力者1名 0.5百万円 1件

原処分5（令和2年（行情）諮問第705号）

外務省地域政策参事官室などが担当しているアジア紛争下での女性尊厳事業に関する一切の文書を情報公開請求します。とりわけ、行政事業レビューで公開している以下の事業を委託した協力者、協力団体の名称等が分かる委託契約書や領収証等の文書の公開を求めます。

6. 平成28年行政事業レビューシート of 平成27年度実績に関し次の事項を含む一切の文書。

- A. 韓国 協力団体1団体 9.8百万円 5件
- B. フィリピン 協力者1名 0.7百万円 1件
- C. インドネシア 協力者1名 0.7百万円 1件

原処分6（令和2年（行情）諮問第706号）

外務省地域政策参事官室などが担当しているアジア紛争下での女性尊厳事業に関する一切の文書を情報公開請求します。とりわけ、行政事業レビューで公開している以下の事業を委託した協力者、協力団体の名称等が分かる委託契約書や領収証等の文書の公開を求めます。

7. 平成29年行政事業レビューシート of 平成28年度実績に関する次の事項を含む一切の文書。

- A. 韓国 協力団体1団体 11.4百万円 5件
- B. フィリピン 協力者1名 0.3百万円 1件
- C. インドネシア 協力者1名 1.37百万円 1件

別紙 2 (本件対象文書)

原処分 1 (令和 2 年 (行情) 諮問第 7 0 1 号)

- 文書 1 旅費精算請求書
- 文書 2 旅費精算請求書
- 文書 3 便宜供与 (第 3 2 2 2 3 号)
- 文書 4 外国出張及び旅費支出方について

原処分 2 (令和 2 年 (行情) 諮問第 7 0 2 号)

- 文書 1 旅費精算請求書
- 文書 2 旅費精算請求書
- 文書 3 外国出張及び旅費支出方について

原処分 3 (令和 2 年 (行情) 諮問第 7 0 3 号)

- 文書 1 旅費精算請求書
- 文書 2 外国出張及び旅費支出方について

原処分 4 (令和 2 年 (行情) 諮問第 7 0 4 号)

- 文書 1 支出負担行為即支出決定決議書
- 文書 2 債主内訳書
- 文書 3 支給調書
- 文書 4 旅費精算請求書

原処分 5 (令和 2 年 (行情) 諮問第 7 0 5 号)

- 文書 1 支出負担行為即支出決定決議書
- 文書 2 債主内訳書
- 文書 3 支給調書
- 文書 4 旅費精算請求書

原処分 6 (令和 2 年 (行情) 諮問第 7 0 6 号)

- 文書 1 支出負担行為即支出決定決議書
- 文書 2 債主内訳書
- 文書 3 旅費精算請求書

別表1（原処分において不開示とされた部分のうち、法5条3号により不開示とされた部分）

原処分1（令和2年（行情）諮問第701号）

文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
文書1	以下を除く不開示部分 4頁目担当名 5頁目担当者名及び印影並びに右側下から1行目，2行目，4行目及び5行目	アジア紛争下の女性尊厳事業は，元慰安婦の権利利益保護の観点から関係者及び関係国等との慎重な協力の下に実施されていたものであり，既に公になっている情報を除き，本件事業の委託先，具体的な実施地（都市名），実施時期，面会先等が特定され得る情報については，公にすることにより関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため，不開示とした。
文書2	以下を除く不開示部分 4頁目担当名 5頁目担当者名及び印影並びに右側下から1行目，2行目，4行目及び5行目 8頁目	
文書3	パターンコードを除く不開示部分	
文書4	以下を除く不開示部分 6頁目担当名 7頁目右下担当者名並びに左下枠内1行目及び2行目 8頁目 14頁目右下担当者名並びに左下枠内1行目及び2行目	

原処分2（令和2年（行情）諮問第702号）

文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
文書1	以下を除く不開示部分 4頁目担当名及びE m a i l アドレス 5頁目担当者名，印影並びに右側下から1行目，2行目，4行目及び5行目 10頁目	アジア紛争下の女性尊厳事業は，元慰安婦の権利利益保護の観点から関係者及び関係国等との慎重な協力の下に実施されていたものであり，既に公になっている情報を除き，本件事業の委託先，具体的な実施地（都市名），実施時期，面会先
文書2	以下を除く不開示部分 4頁目担当者名及びE m a i	

	1 アドレス 5 頁目担当者名並びに右側下から 1 行目, 2 行目, 4 行目及び 5 行目 8 頁目	等が特定され得る情報については, 公にすることにより関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため, 不開示とした。
文書 3	以下を除く不開示部分 6 頁目担当名及び E m a i l アドレス 7 頁目担当名並びに左側下から 2 行目及び 3 行目 8 頁目ふりがな, 該当者氏名, 生年月日, 最終学歴卒業年月及び現職 1 2 頁目担当名及び E m a i l アドレス 1 3 頁目担当名並びに左側下から 2 行目及び 3 行目 1 4 頁目ふりがな, 該当者氏名, 生年月日, 最終学歴卒業年月及び現職	

原処分 3 (令和 2 年 (行情) 諮問第 7 0 3 号)

文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1	以下を除く不開示部分 1 頁目職員番号 5 頁目右下担当名及び自筆署名 6 頁目右下担当名及び自筆署名 8 頁目	アジア紛争下の女性尊厳事業は, 元慰安婦の権利利益保護の観点から関係者及び関係国等との慎重な協力の下に実施されていたものであり, 既に公になっている情報を除き, 本件事業の委託先, 具体的な実施地 (都市名), 実施時期, 面会先等が特定され得る情報については, 公にすることにより関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため, 不開示とした。
文書 2	以下を除く不開示部分 5 頁目右下担当名及び自筆署名 6 頁目右下担当名及び自筆署名 7 頁目ふりがな, 該当者氏名, 生年月日, 最終学歴卒業	

	年月及び現職	
--	--------	--

原処分4（令和2年（行情）諮問第704号）

文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
文書1	以下を除く不開示部分 2頁目「債主 住所 氏名 コード」, 「金融機関名」及 び「口座番号」	アジア紛争下の女性尊厳事業は、元慰安婦の権利利益保護の観点から関係者及び関係国等との慎重な協力の下に実施されていたものであり、既に公になっている情報を除き、本件事業の委託先、具体的な実施地（都市名）、実施時期、面会先等が特定され得る情報については、公にすることにより関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、不開示とした。
文書2	各金額	
文書3	各日数、各日額、各支給額、各現金支給額、合計支給額及び合計現金支給額	
文書4	以下を除く不開示部分 1頁目職員番号 5頁目担当名及び自筆署名 6頁目	

原処分5（令和2年（行情）諮問第705号）

文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
文書1	以下を除く不開示部分 2頁目「債主 住所 氏名 コード」, 「金融機関名」及 び「口座番号」	アジア紛争下の女性尊厳事業は、元慰安婦の権利利益保護の観点から関係者及び関係国等との慎重な協力の下に実施されていたものであり、既に公になっている情報を除き、本件事業の委託先、具体的な実施地（都市名）、実施時期、面会先等が特定され得る情報については、公にすることにより関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、不開示とした。
文書2	各金額	
文書3	各日数、各日額、各支給額、各現金支給額、合計支給額及び合計現金支給額	
文書4	以下を除く不開示部分 1頁目職員番号 4頁目担当名及び自筆署名	

原処分6（令和2年（行情）諮問第706号）

文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1	以下を除く不開示部分 2 頁目債主氏名，住所，金融機関，預貯金種別及び口座番号	アジア紛争下の女性尊厳事業は，元慰安婦の権利利益保護の観点から関係者及び関係国等との慎重な協力の下に実施されていたものであり，既に公になっている情報を除き，本件事業の委託先，具体的な実施地（都市名），実施時期，面会先等が特定され得る情報については，公にすることにより関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため，不開示とした。
文書 2	1 頁目各金額及び 2 頁目の各支給決定額	
文書 3	以下を除く不開示部分 1 頁目職員番号 5 頁目右側最下部の担当名及び自筆署名 7 頁目担当名及び自筆署名 8 頁目	

別表 2 (本件不開示維持部分)

原処分 1 (令和 2 年 (行情) 諮問第 7 0 1 号)

通番	文書 番号	不開示維持部分		不開示条項 (補充後)
1	文書 1	1 頁目	所属部局課 (又は所属団体), 氏名及び印影, 出発地, 経路, 到着地, 宿泊地並びに右側最下部の氏名及び印影	1 号及び 3 号
2		2 頁目	お名前, 都市 (ターミナル) 及び運賃計算情報の一部	
3		3 頁目	全て	
4		4 頁目	お名前及び都市	
5		5 頁目	お名前, コース及び出発日より下の不開示部分の一部	
6		6 頁目	氏名及び印影	
7		7 頁目	所属部局課 (又は所属団体), 官職 (又は職業), フリガナ, 氏名, 用務先及び旅行者の認印	
8		8 頁目	右上の年を除く不開示部分	
9	文書 2	1 頁目	所属部局課 (又は所属団体), 氏名及び印影, 出発地, 経路, 到着地, 宿泊地並びに右側最下部の氏名及び印影	
1 0		2 頁目	お名前, 都市 (ターミナル) 及び運賃計算情報の一部	
1 1		3 頁目	全て	
1 2		4 頁目	お名前及び都市	
1 3		5 頁目	お名前, コース及び出発日より下の不開示部分の一部	
1 4		6 頁目	氏名及び印影	
1 5		7 頁目	所属部局課 (又は所属団体), 住所 (又は居所), フリガナ, 氏名, 用務先及び旅行者の認印	
1 6		文書 3	1 頁目	
1 7	2 頁目		2 行目ないし 4 行目	
1 8	3 頁目		お名前及び都市	

19		4 頁目	お名前及び都市	
20	文書 4	1 頁目	件名の一部	
21		2 頁目	用務地及び「(4) 出張者及びその役割」のうち出張者名等	
22		4 頁目	氏名	
23		5 頁目	所属部局課 (又は所属団体), 官職 (又は職業), 氏名, 出発地, 経路, 到着地, 宿泊地及び右側最下部の氏名	
24		6 頁目	お名前及び都市	
25		7 頁目	FOR (宛名), ROUTING 及びFAIRの一部	
26		8 頁目	所属部局課 (又は所属団体), 官職 (又は職業), フリガナ及び氏名	
27		9 頁目	ふりがな, 該当者氏名, 生年月日, 最終学歴卒業年月及び現職	
28		10 頁目	1 行目, 所要時間, 距離及び移動経路の一部	
29		11 頁目	1 行目, 所要時間, 距離及び移動経路の一部	
30		12 頁目	所属部局課 (又は所属団体), 氏名, 出発地, 経路, 到着地, 宿泊地及び右側最下部の氏名	
31		13 頁目	お名前及び都市	
32		14 頁目	FOR (宛名), ROUTING 及びFAIRの一部	
33		15 頁目	ふりがな, 該当者氏名, 生年月日, 最終学歴卒業年月及び現職	
34	17 頁目	内訳番号 1 係る受取人名称及び目的地, 内訳番号 2 に係る目的地, 内訳番号 3 に係る受取人名称及び目的地並びに内訳番号 4 に係る目的地		
35	文書 1	2 頁目	発券事業所番号	2 号イ及び 3 号
36	文書 2	2 頁目	発券事業所番号	
37	文書 1	1 頁目	年月日	3 号及び 6

38		2 頁目	発行日, 予約番号, 航空券番号, 発券日, 出発/到着日時, 航空会社/便名/クラスの一部, 備考の一部, 運賃計算情報の一部及び右側最下部	号柱書き
39		4 頁目	発行日, リファレンス, 出発/到着, 曜日, 時間, 便名/クラスの一部, 座席番号の一部, 所要時間及び備考	
40		5 頁目	右側最上部, 年月日及び出発日	
41		6 頁目	旅行期間及び日付	
42		7 頁目	職務の級の日付, 発令年月日及び旅行期間	
43		8 頁目	右上の年	
44	文書 2	1 頁目	年月日	
45		2 頁目	発行日, 予約番号, 航空券番号, 発券日, 出発/到着日時, 航空会社/便名/クラスの一部, 備考の一部及び運賃計算情報の一部	
46		4 頁目	発行日, リファレンス, 出発/到着, 曜日, 時間, 便名/クラスの一部, 座席番号の一部, 所要時間及び備考	
47		5 頁目	右側最上部, 年月日及び出発日	
48		6 頁目	旅行期間及び日付	
49		7 頁目	発令年月日, 旅行期間及び精算払年月日	
50	文書 3	1 頁目	上部点線枠内及び起案日	
51		2 頁目	5 行目	
52		3 頁目	発行日, リファレンス, 出発/到着, 曜日, 時間, 便名/クラスの一部, 座席番号の一部, 所要時間及び備考	
53		4 頁目	発行日, リファレンス, 出発/到着, 曜日, 時間, 便名/クラスの一部, 座席番号の一部, 所要時間及び備考	

54		5 頁目	全て	
55	文書 4	1 頁目	起案日	
56		2 頁目	用務の期間及び「(4) 出張者及びその役割」のうち面談者	
57		4 頁目	3 頁目「(4) 成田空港までの特急列車の利用状況」に係る利用状況	
58		5 頁目	年月日	
59		6 頁目	発行日, リファレンス, 出発/到着, 曜日, 時間, 便名/クラスの一部, 座席番号の一部, 所要時間及び備考	
60		7 頁目	右上の不開示部分及び E s t i m a t e N o .	
61		8 頁目	職務の級の日付	
62		9 頁目	記入日, 用務(期間)及び格付年月日	
63		10 頁目	出発日及び右側最下部	
64		11 頁目	出発日及び右側最下部	
65		12 頁目	年月日	
66		13 頁目	発行日, リファレンス, 出発/到着, 曜日, 時間, 便名/クラスの一部, 座席番号, 所要時間及び備考	
67		14 頁目	右上の不開示部分及び E s t i m a t e N o .	
68		15 頁目	記入日, 用務(期間)及び格付年月日	
69		16 頁目	全ての不開示部分	
70		17 頁目	内訳番号 1 ないし 4 に係る始期及び終期	

原処分 2 (令和 2 年(行情) 諮問第 702 号)

通番	文書 番号	不開示維持部分	不開示条項 (補充後)
----	----------	---------	----------------

7 1	文書 1	1 頁目	所属部局課（又は所属団体），氏名及び印影，出発地，経路，到着地，宿泊地並びに右側最下部の氏名及び印影	1 号及び 3 号
7 2		2 頁目	お名前，旅程表の一部及び運賃計算情報の一部	
7 3		3 頁目	全て	
7 4		4 頁目	NAME 及び C I T Y / A I R P O R T	
7 5		5 頁目	お名前，コース及び旅行費用の一部	
7 6		8 頁目	所属部局課（又は所属団体），官職（又は職業），フリガナ，氏名，用務先及び旅行者の認印	
7 7		9 頁目	氏名及び印影	
7 8	文書 2	1 頁目	所属部局課（又は所属団体），氏名，出発地，経路，到着地，宿泊地及び右側最下部の氏名	
7 9		2 頁目	お名前，都市（ターミナル）及び運賃計算情報の一部	
8 0		3 頁目	全て	
8 1		4 頁目	NAME 及び C I T Y / A I R P O R T	
8 2		5 頁目	お名前，コース，旅行費用の一部及び担当者の印影	
8 3		6 頁目	所属部局課（又は所属団体），官職（又は職業），フリガナ，氏名，用務先及び旅行者の認印	
8 4		7 頁目	氏名	
8 5	文書 3	1 頁目	件名の一部	
8 6		2 頁目	用務地，「（3）目的」のうち出張者名及び「（4）出張者及びその役割」のうち出張者名等	
8 7		3 頁目	「（4）成田空港までの特急列車の使用状況」の氏名	
8 8		5 頁目	所属部局課（又は所属団体），氏名，出発地，経路，到着地，宿泊	

			地及び右側最下部の氏名	
89		6 頁目	NAME 及び CITY / AIRPORT	
90		7 頁目	左上不開示部分，御見積経路，航空券の一部及び税金等の一部	
91		9 頁目	1 行目，所要時間，距離及び移動経路の一部	
92		10 頁目	所属部局課（又は所属団体），官職（又は職業），フリガナ，氏名，用務先及び旅行者の認印	
93		11 頁目	所属部局課（又は所属団体），氏名，出発地，経路，到着地，宿泊地及び右側最下部の氏名	
94		12 頁目	NAME 及び CITY / AIRPORT	
95		13 頁目	左上不開示部分，御見積経路，航空券の一部及び税金等の一部	
96		15 頁目	1 行目，所要時間，距離及び移動経路の一部	
97		16 頁目	所属部局課（又は所属団体），官職（又は職業），フリガナ，氏名，用務先及び旅行者の認印	
98		17 頁目	内訳番号 1 に係る受取人名称及び目的地，内訳番号 2 に係る目的地，内訳番号 3 に係る受取人名称及び目的地並びに内訳番号 4 に係る目的地	
99	文書 1	2 頁目	発券事務所番号	2 号イ及び
100	文書 2	2 頁目	発券事務所番号	3 号
101	文書 1	1 頁目	年月日	3 号及び 6 号柱書き
102		2 頁目	発行日，予約番号，航空券番号，発券日，旅程表の一部及び運賃計算情報の一部	
103		4 頁目	DATE OF ISSUE, REFERENCE, DATE / TIME, FLIGHT / CLAS	

			Sの一部, SEAT NUMBER, TIME REQUIRED 及び TERMINAL
104		5 頁目	右側最上部, 右上年月日及び出発日
105		7 頁目	最上部, 各日付, URLの一部及び右側最下部
106		8 頁目	職務の級の日付, 発令年月日, 旅行期間の一部及び精算払年月日
107		9 頁目	旅行期間及び日付
108	文書 2	1 頁目	年月日
109		2 頁目	発行日, 予約番号, 航空券番号, 発券日, 出発/到着日時, 航空会社/便名/クラスの一部, 備考の一部及び運賃計算情報の一部
110		4 頁目	DATE OF ISSUE, REFERENCE, DATE/TIME, FLIGHT/CLASSの一部, SEAT NUMBER, TIME REQUIRED 及び TERMINAL
111		5 頁目	右側最上部, 右上年月日及び出発日
112		6 頁目	職務の級の日付, 発令年月日, 旅行期間及び精算払年月日
113		7 頁目	旅行期間及び日付
114	文書 3	1 頁目	完結年月日及び起案年月日
115		2 頁目	用務の期間, 「(3) 目的」のうち復路に係る部分及び「(4) 出張者及びその役割」のうち面談者
116		3 頁目	「(4) 成田空港までの特急列車の使用状況」の使用状況
117		5 頁目	年月日
118		6 頁目	DATE OF ISSUE, REFERENCE, DATE/TIME, FLIGHT/CLASSの一部, SEAT NUMBE

			R, TIME REQUIRED 及びTERMINAL
119		7頁目	右上年月日及びESTIMATE NO.
120		8頁目	記入日, 用務(期間)及び格付年 月日
121		9頁目	出発日及び右側最下部
122		10頁目	職務の級の日付, 発令年月日及び 旅行期間
123		11頁目	年月日
124		12頁目	DATE OF ISSUE, R E F E R E N C E, D A T E / T I M E, F L I G H T / C L A S Sの一部, S E A T N U M B E R, T I M E R E Q U I R E D 及びTERMINAL
125		13頁目	右上年月日及びESTIMATE NO.
126		14頁目	記入日, 用務(期間)及び格付年 月日
127		15頁目	出発日及び右側最下部
128		16頁目	職務の級の日付, 発令年月日及び 旅行期間
129		17頁目	内訳番号1ないし4に係る始期及 び終期

原処分3 (令和2年(行情)諮問第703号)

通番	文書 番号	不開示維持部分		不開示条項 (補充後)
130	文書1	1頁目	所属部局課(又は所属団体), 官 職(又は職業), 氏名及び印影, 出発地, 経路, 到着地, 宿泊地並 びに右側最下部の氏名及び印影	1号及び3 号
131		2頁目	全て	
132		3頁目	お名前, 都市/空港及び運賃計算 情報の一部	
133		4頁目	1行目, 所要時間, 距離, 番線,	

			発着時刻等及び移動経路の一部	
134		5頁目	お名前, 都市及び備考の一部	
135		6頁目	F o r (宛名), R o u t i n g, A i r F a r e の一部及び T a x 他の一部	
136		7頁目	官職, 氏名及び印影	
137	文書2	1頁目	件名の一部	
138		2頁目	用務地及び出張者名等	
139		4頁目	所属部局課 (又は所属団体), 官職 (又は職業), フリガナ, 氏名, 用務先及び旅行者の認印	
140		5頁目	お名前, 都市及び備考の一部	
141		6頁目	F o r (宛名), R o u t i n g, A i r F a r e の一部及び T a x 他の一部	
142		8頁目	内訳番号1に係る受取人名称及び目的地並びに内訳番号2に係る目的地	
143	文書1	3頁目	発券事業所番号及びお支払い方法	2号イ及び3号
144	文書1	1頁目	年月日	3号及び6号柱書き
145		3頁目	予約番号, 発券日, チケット番号, 出発/到着日時, 航空会社/便/クラスの一部及び備考の一部	
146		4頁目	出発日及び右側最下部	
147		5頁目	発行日, レファレンス, 月日, 曜日, 便名/クラスの一部, 時間, 席番, 所要時間及び備考の一部	
148		6頁目	右上の不開示部分及びA i r F a r e の一部	
149		7頁目	旅行期間及び日付	
150	文書2	1頁目	完結年月日及び起案年月日	
151		2頁目	用務の期間	
152		4頁目	職務の級の日付, 発令年月日及び旅行期間	
153		5頁目	発行日, レファレンス, 月日, 曜日, 便名/クラスの一部, 時間,	

			席番，所要時間及び備考の一部	
154		6頁目	右上の不開示部分，A i r F a r eの一部及び発券期日	
155		7頁目	記入日，用務（期間）及び格付年月日	
156		8頁目	内訳番号1及び2に係る始期及び終期	

原処分4（令和2年（行情）諮問第704号）

通番	文書番号	不開示維持部分		不開示条項（補充後）
157	文書4	1頁目	所属部局課（又は所属団体），官職（又は職業），氏名及び印影，出発地，経路，到着地，宿泊地並びに右側最下部の氏名及び印影	1号及び3号
158		2頁目	お名前，都市／空港及び運賃計算情報の一部	
159		3頁目	お名前，都市／空港及び運賃計算情報の一部	
160		4頁目	お名前，都市／空港及び運賃計算情報の一部	
161		5頁目	お名前，都市及び備考の一部	
162	文書4	2頁目	発券事業所番号	2号イ及び3号
163		3頁目	発券事業所番号及びお支払い方法	
164		4頁目	発券事業所番号及びお支払い方法	
165	文書1	1頁目	発議年月日，確認予定年月日及び関連番号	3号及び6号柱書き
166		2頁目	発議年月日	
167	文書3	1頁目	日数及び日額	
168	文書4	1頁目	年月日	
169		2頁目	予約番号，発券日，チケット番号，出発／到着日時，航空会社／便／クラスの一部及び備考の一部	
170		3頁目	予約番号，発券日，チケット番号，出発／到着日時，航空会社／便／クラスの一部及び備考の一部	
171		4頁目	予約番号，発券日，チケット番	

			号，出発／到着日時及び航空会社／便／クラスの一部	
172		5頁目	発行日，レファレンス，月日，曜日，便名／クラスの一部，時間，席番，所要時間及び備考の一部	

原処分5（令和2年（行情）諮問第705号）

通番	文書番号	不開示維持部分		不開示条項（補充後）
173	文書4	1頁目	所属部局課（又は所属団体），官職（又は職業），氏名及び印影，出発地，経路，到着地，宿泊地並びに右側最下部の氏名及び印影	1号及び3号
174		2頁目	お名前，都市／空港及び運賃計算情報の一部	
175		3頁目	お名前，都市／空港及び運賃計算情報の一部	
176		4頁目	お名前，都市及び備考の一部	
177	文書4	2頁目	発券事業所番号及びお支払い方法	2号イ及び3号
178		3頁目	発券事業所番号及びお支払い方法	
179	文書1	1頁目	発議年月日，確認予定年月日及び関連番号	3号及び6号柱書き
180		2頁目	発議年月日	
181	文書3	1頁目	日数及び日額	
182	文書4	1頁目	年月日	
183		2頁目	予約番号，発券日，チケット番号，出発／到着日時，航空会社／便／クラスの一部，備考の一部及びツアーコード	
184		3頁目	予約番号，発券日，チケット番号，出発／到着日時，航空会社／便／クラスの一部及び備考の一部	

185		4頁目	発行日，レファレンス，月日，曜日，便名／クラスの一部，時間，席番，所要時間及び備考の一部	
-----	--	-----	--	--

原処分6（令和2年（行情）諮問第706号）

通番	文書番号	不開示維持部分		不開示条項 (補充後)
186	文書3	1頁目	所属部局課（又は所属団体），官職（又は職業），氏名及び印影，出発地，経路，到着地，宿泊地並びに右側最下部の氏名及び印影	1号及び3号
187		2頁目	お名前，都市／空港及び運賃計算情報の一部	
188		3頁目	お名前，都市／空港及び運賃計算情報の一部	
189		4頁目	全て	
190		5頁目	F o r（宛名），R o u t i n g, A i r F a r eの一部及びT a x他の一部	
191		6頁目	官職，氏名及び印影	
192		7頁目	お名前，都市及び備考の一部	
193	文書3	2頁目	発券事業所番号及びお支払い方法	2号イ及び3号
194		3頁目	発券事業所番号及びお支払い方法	
195	文書1	1頁目	発議年月日，確認予定年月日及び関連番号	3号及び6号柱書き
196		2頁目	発議年月日	
197	文書3	1頁目	年月日	
198		2頁目	予約番号，発券日，チケット番号，出発／到着日時，航空会社／便／クラスの一部，備考の一部及びツアーコード	
199		3頁目	予約番号，発券日，チケット番号，出発／到着日時，航空会社／便／クラスの一部及び備考の一部	
200		5頁目	右上の不開示部分及びA i r F a r eの一部	
201		6頁目	旅行期間及び日付	

202		7頁目	発行日，レファレンス，月日，曜日，便名／クラスの一部，時間，席番，所要時間及び備考の一部	
-----	--	-----	--	--

(当審査会注：法5条2号に係る「イ」の記載及び同6号に係る「柱書き」の記載は，当審査会において追記した。)